

堺市自治連合協議会 10月定例会

1. 報告案件

(1) 2021年度堺市人権教育推進協議会 校区推進委員研修会の開催中止について
(人権部)

人権教育推進協議会との調整の関係で掲載不可。

問合せ・・・Tel 228-7420 人権推進課

(2) 各区ふれあいまつり等について
・北区交流まつり2021 (11/6)
・第17回(2021年)みはら区民まつり (11/7)
・第20回堺区ふれあいまつり (11/21)
【広報さかい10月号掲載】 (北区役所・美原区役所・堺区役所)

・北区交流まつり2021

令和3年11月6日(土)に開催を予定しておりました「北区交流まつり2021」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加者及び関係者の健康・安全面を考慮し、開催を中止させていただくこととなりました。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承くださいますようお願いいたします。

問合せ・・・Tel 258-6779 北区役所自治推進課

・第17回(2021年)みはら区民まつり

本年は下記のとおり「みはら区民まつり」をオンラインで開催することとなり、現在準備を進めているところでございます。

10月上旬には特設WEBサイトを開設するほか、11月7日(日)は10時からライブ配信を行います。なお、ライブ配信の内容は、11月末までご覧いただけます。

つきましては、多忙な折とは存じますが、インターネットからご視聴になれますので、一度ご覧いただきますようご案内申し上げます。

第17回(2021年)みはら区民まつり オンライン(健康のつどい同時開催)

ライブ配信 令和3年11月7日(日) 午前10時～午後2時(予定)

(特設WEBサイト:10月上旬開設)

問合せ・・・Tel 363-9312 美原区役所自治推進課

・第20回堺区ふれあいまつり

令和3年11月21日(日)に開催を予定しておりました「第20回堺区ふれあいまつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、参加者の方々の健康・安全面を最優先に考慮した結果、中止させていただくこととなりました。

例年、開催にご協力いただいております関係者の皆様並びに開催を楽しみにして下さった参加者の方々には申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、代替事業としましては、令和3年11月13日(土)、大道筋において計画されています社会実験と連携して、ザビエル公園において自治会の活動の紹介ならびに加入促進につ

なげる取組みを予定しております。

問合せ・・・TEL 228-7082 堺区役所自治推進課

2. 依頼案件

- | | |
|--|---------|
| (3) ①令和3年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について
②令和3年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災育成部会「令和2年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について
③マンション等における在宅避難の啓発チラシについて
【①のみ広報さかい10月号掲載】 | (危機管理室) |
|--|---------|

①令和3年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について

11月5日(金)に実施を予定しております令和3年度の総合防災訓練につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年引き続き市民皆さまの参加を目的とした防災啓発ブースなどは実施せず、開催規模を縮小させていただきます。

尚、昨年に引き続き一般見学及び来賓招待を中止(※議員のみ関係者として参加予定)とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、当日の訓練の映像は、ユーチューブでライブ配信しますので、ご覧ください。

最後に訓練当日の11月5日に警報が発表されている場合のほか、大阪府域に新型コロナウイルスの蔓延が見込まれる場合は、訓練そのものが中止となる可能性がありますので、お含みいただきますようお願い申し上げます。

②令和3年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災育成部会「令和3年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について

不特定多数を募集するものではないため掲載不可。

③マンション等における在宅避難の啓発チラシについて

本市では、本格的な台風時期を迎え、台風や大雨による災害時におけるマンションなどの集合住宅での避難行動(在宅避難など)についてチラシを作成し、各区役所と連携した啓発を下記のとおり行いますのでご報告します。

1. 目的

河川氾濫などにおいては、「自宅の浸水深さ」や「避難開始時間」によっては、避難所へ避難せず自宅で在宅避難(屋内安全確保)することも適切な避難となる場合があり、コロナ禍であることもふまえ、マンションの居住者の方へ周知を図るため、管理組合などに対し、エレベーター内などへの啓発チラシの掲示を依頼するもの。

2. マンション等集合住宅へ送付する内容

- ①送付文
- ②啓発チラシ

3. 送付先

3階以上1,000㎡以上 または 5階以上500㎡以上のもの	建築年 昭和56年6月1日以降 (新耐震基準)	床面積 2,000㎡以上
--------------------------------------	-------------------------------	-----------------

※上記3項目にあてはまる建物を基本に公営住宅は原則除きます。

4. スケジュール

10月初旬以降発送予定

問合せ・・・Tel 228-7605 危機管理室

3. 事業説明案件

(1) 堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの民営化について (長寿社会部)
--

下記のとおり、所管施設の民営化を予定していますので、ご報告致します。

1. これまでの経過について

堺市立八田荘老人ホームは、昭和35年に養護老人ホームとして開設し、平成21年度から指定管理者制度により運営を行っています。令和2年3月に「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」を策定し、民間のノウハウを最大限活用するため、令和4年度から社会福祉法人（以下、「事業者」）へ施設を譲渡等し、民営の施設に転換する方針です。

また、平成11年に開設した堺市立中老人福祉センターについては、八田荘老人ホームと同一敷地内にあることから一体的に民間の施設に転換する方針です。

2. 八田荘老人ホームの今後について

令和4～13年度 譲渡先の事業者が民設の養護老人ホームとして管理運営を行います。
なお、本市は入所者の決定と措置費用の負担を従前どおり行います。

令和14年度以降 上記期間中の福祉ニーズ等の変化を見据え、事業者と協議の上、最適な施設運営をめざします。

3. 中老人福祉センターの今後について

令和4～6年度 現在の老人福祉センター事業を継続しながら、地域のニーズに対応した民間主導の新たな事業を試行実施します。

令和7年度以降 上記期間中の試行実績を踏まえ、老人福祉センターの機能を見直し、幅広い世代に開かれた施設への転換をめざします。

4. 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月以降 事業者募集、事業者選定等

令和4年2月 協定書締結

3月 建物・土地に関する契約締結、市議会での議決

4月1日以降 事業者による運営開始

問合せ・・・Tel 228-8347 長寿支援課

(2) 全国ひとり親世帯等調査について 【広報さかい10月号掲載】	(子ども青少年育成部)
--------------------------------------	-------------

ひとり親世帯等の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、全国ひとり親世帯等調査を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 調査の目的

この調査は、5年に1回、厚生労働省が全国一律に実施するもので、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の対象

令和3年11月1日時点で調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯

3. 調査地区

- ①父子世帯及び養育者世帯については、国勢調査により設定された調査区から無作為抽出された調査地区（全国9, 100地区のうち堺市65地区）
- ②母子世帯については、①の調査地区の中からさらに無作為抽出された調査地区（全国3, 500地区のうち堺市26地区）

4. 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等の調査票に掲げる事項とします。

5. 調査員

調査員は、本市職員（各区保健福祉総合センター職員）が担当します。

6. 調査の時期

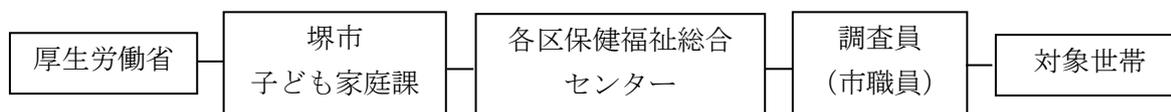
令和3年10月下旬～11月中旬（調査基準日：令和3年11月1日）

7. 調査の方法

調査員が対象世帯を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票を配付します。ただし、不在等の場合は、ポストに投かんする方法により配付します。（11月1日前後）

調査票については、郵送により回収を行います。（提出期限：11月15日）

8. 調査の系統



9. 結果の公表

集計後、厚生労働省において、「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表します。

問合せ・・・TEL 228-7331 子ども家庭課

(3) 全国道路・街路交通情勢調査の実施について

【広報さかい11月号掲載予定】

(道路部)

全国道路・街路交通情勢調査の実施いたしますので、ご案内申し上げます。

<調査概要>

調査時期 11月～12月

調査概要及び問合せ先

○堺市の調査

交通量調査

- ・道路を通過する自動車等の車種別、時間帯別、方向別の台数を調査
- ・調査時間は、平日の午前7時～午後7時（一部、24時間調査）
- ・調査箇所数は、134箇所

- 交差点調査 ・交差点を通過する自動車等の台数、渋滞長、通過時間等を調査
・調査時間は、平日の午前7時～午後7時（一部、休日調査）
・調査箇所数は、31箇所
- 調査路線 ・市内の国道（国道26号は除く）、府道、及び片側2車線以上の市道
・歩道1㎡程度占用して調査を実施
- 問合せ先：堺市建設局道路部道路計画課 電話072-228-7423

○国土交通省の調査

- 自動車起終点調査 ・自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出された世帯を対象に、ある1日に自動車がどこから・どこへ・どのような目的で移動しているかなどを調べるアンケート調査。

問合せ先：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所地域調整課
電話06-6932-1447
または、サポートセンター 電話0120-554-162
(受付時間：午前9時～午後6時まで 日・祝日を除く)

問合せ先・・・Tel 228-7423 道路計画課

4. 協議会案件

- ・要望書について

皆様のご協力のおかげをもちまして、全体の要望書が完成しましたので、校区代表者の皆様に配付させていただきます。

なお、堺市への要望書の提出については、10月12日午後4時30分から予定しております。

問合せ先・・・Tel 228-7405 堺市自治連合協議会事務局（市民協働課）